



## 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付 (支援給付金)の支給を開始します。

この度、子育て世帯への臨時特別給付に係る国の支給要領が改正されたため、本市におきましても、基準日以降の離婚等で新たに児童を養育することになったにも関わらず、給付を受け取れない人に対して支援給付金を支給することになりました。

- 支給対象者 

中学生以下(対象児童)を養育する人	令和3年9月1日以降
高校生等(対象児童)を養育する人	令和3年10月1日以降

  
新たに対象児童を養育しているものの  
子育て世帯臨時特別給付を受け取っていない人  
※中学生以下を養育する人は、2月28日(月)までに児童手当の受給手続きが必要になります。  
※臨時特別給付金と同様に所得制限があります。
- 対象児童 子育て世帯臨時特別給付の対象と同じ
- 支給額 対象児童1人につき10万円(※元養育者から既に給付金の一部を受け取っていたり、児童のために費消されている場合は、その額を差し引いた額)
- 受給手続 支給要件に該当する人は、お住いの市町村役場に申請が必要です。  
(※申請書は、市ホームページからダウンロード、または、子育て支援課・新里支所・黒保根支所で配布いたします。郵送受付可。)
- 申請受付期間 令和4年2月25日(金)～令和4年4月28日(木)  
(※郵送の場合、令和4年4月28日の消印有効です。)
- 申請窓口 子育て支援課、新里支所市民生活課、黒保根支所市民生活課  
(午前8:30～午後5:15まで(土・日・祝日を除く))
- 審査結果等 審査後、審査結果をご自宅へ郵送します。申請後1ヶ月を目途に支給予定。
- 制度周知 市ホームページ、市ふれあいメール、広報きりゅう掲載予定等



### 【問い合わせ】

子どもすこやか部 子育て支援課 子育て支援係  
担当 中鉢 TEL 0277-47-1150